

## 第17回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月6日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
  - 2番 山 寄 和 雄
  - 3番 栗 原 寛 光
  - 4番 陸 野 光 男
  - 5番 小 泉 勝 彦
  - 6番 石 川 和 利
  - 7番 石 渡 正 明
  - 8番 関 巖
  - 9番 渡 邊 美代子
  - 10番 田 中 幸 一
  - 11番 切 替 一 弥
  - 12番 渡 辺 義 一
  - 13番 注連野 千佳代
  - 14番 時 田 善 夫
  - 15番 中 山 明
- 5 欠席委員 1名
  - 1番 小 倉 哲 也
- 6 出席事務局職員 4名
  - 森事務局長 齊藤主幹 山田主査 下重主任主事

◎開 会

令和2年8月6日午後2時00分 開会

○事務局長（森 博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、16番、森田菊雄委員におかれましては、7月13日にご逝去されました。総会の開会に先立ちまして、故森田菊雄様のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。恐れ入ります。皆様、ご起立ください。

黙祷始め。

〔黙 祷〕

○事務局長（森 博君） 黙祷終わります。ご着席ください。

それでは、初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。ただいま冒頭にもありましたように、森田前職務代理でありますけれども、7月13日に68歳という若さでお亡くなりになりました。改めてご冥福をお祈りしたいと思います。

また、お忙しい中、通夜式、告別式にご出席の皆様方にはこれも大変ご苦労さまでございました。森田委員に成り代わりまして、御礼を申し上げたいと思います。

さて、史上最も遅くなるのではないかと言われた梅雨明けなのですけれども、明けました途端に本当に真夏の暑さ、冬から夏になってしましまして、大変体調を崩しやすいと思いますけれども、皆様方にはどうぞよろしく願いを申し上げたいと思います。

本日も大変案件多くなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第17回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、小倉哲也委員。

次に、12番、渡辺義一委員から本日遅れる旨の報告が先ほどありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番、石川和利委員、7番、石渡正明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎報告第1号 農業委員の欠員について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、農業委員の欠員についてを議題といたします。

先ほど事務局より報告がありましたとおり、16番、森田菊雄委員がご逝去されたため、農業委員が定数の16名に対し15名となり、1名の欠員が生じております。

この欠員に係る本市農業委員会の対応について、事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。

農業委員の欠員に係る対応についてですが、欠員補充の取扱いについての法令上の規定はなく、農林水産省から示されている留意事項では、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合を除き、1名欠員するごとに委員を補充する必要はないとされております。

従前森田委員が担当されていた高谷・三箇・鹿島地区は、女性委員にも担当地区を受け持っていたことから、注連野会長職務代理と複数配置していた地区であります。

欠員後は、当該地区を単独で担当していただく運用で支障ないことを注連野会長職務代理に確認しており、担当地区委員の業務遂行には問題ありません。

よって、市農業委員会の運営に支障を来すおそれがないことから、直ちに欠員補充をしなくてはならない状況にありません。

説明は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回1名の欠員が生じていますが、担当地区委員の業務に問題はなく、農業委員会の運営に支障を来すおそれはありません。

このため欠員補充は行わず、残りの任期を15名で運営してまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第3、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第1号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、市内法人が市内在住の個人から農地2筆を使用貸借し、糶乾燥調整施設及び駐車場に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和2年7月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。当該地は、袖ヶ浦高校の南側約100メートル、昭和小学校からは東側約1.4キロメートルに位置し、農業振興地域内の農用地となっております。農用地については、用途区分が定められておりますが、当該地については令和元年12月3日付で農業用施設用地に用途変更されております。

今回の転用地については、許可を得ることなく土砂の搬入がなされ、違反転用状態にありますが、農地法への理解が不十分であったことにより、このような状態になり、農業用施設の設置が許可されるまでの間、施設整備をしないことを約束する始末書を付して申請があったものです。

当該地の具体的な利用については総会資料2ページの土地利用計画図を御覧ください。図面左手部分に籾乾燥調整施設、右手側を駐車場とする計画となっております。

排水関係につきましては、汚水、雑排水は発生せず、雨水については浸透雨水ますにて敷地内で自然浸透させる計画となっております。オーバーフローした雨水は、新設の北側U字溝に流れる計画となっております。

総会資料3ページから6ページに建物平面図及び立面図、建物断面図を添付しております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料7ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る協議関係では、農地転用許可申請書提出後に判明したことで、県の土木事務所が建築物の建築に関する審査を進めていく中で、申請地に接する道路の幅員が建築基準法の基準を満たさないと判断し、新たに千葉県建築基準法第43条第2項の規定による接道の特例に関する基準に係る許可が必要となりました。この申請に係る許可申請書は、令和2年8月5日付で提出されたことを確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。7月28日火曜日の10時に代理人の〇〇〇〇〇〇の説明を受けました。現地は、先ほど事務局からも説明が若干あったのですが、地目田んぼのところをコンクリート殻とか土砂で既に二、三年前に埋め立ててしまったのです。これは無断で、農地転用しないで、そのまま埋め立ててしまって、農業委員会からの指導が入っていたのですが、この際籾乾燥機を建てるに当たって、なかなか田んぼに戻すには大変お金がかかるとか、戻してもまたすぐこの土地に籾殻の乾燥機を設置するので、不行き届きだったということで始末書を提出しての申請であります。隣接地の同意を得たり、そのほかは特に問題がありませんので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、

この場で補足説明をさせていただきます。

特に補足することはありません。関委員の言われるとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第1号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地2筆を買い取り、建築条件付売買住宅用地として整備し、戸建て住宅6棟を建築しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年7月21日に申請書の提出がなされております。

議案資料8ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約600メートル、奈良輪小学校からは西側約400メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

資料9ページの計画平面図を御覧ください。住宅用地として山砂により造成を行い、6区画を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は公共下水道へ排水し、雨水については雨水浸透貯留施設を設置し、抑制後、道路側溝に排水します。

総会資料10ページから21ページには、譲受人が販売できなかった分譲地がある場合に建築する建物立面図及び平面図を添付しております。

所要資金については、自己資金及び借入金により賄う計画となっております。

この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料22ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場で説明をさせていただきます。

7月28日の9時45分ぐらいでしたか、私、関委員、それと現場の代理人2名で、現場の代理人の方から説明を受けました。総会資料に書いてあるとおり、住宅6棟を建てる計画ということでございます。排水問題、日照問題等、問題はないと思われま。付近には、もう大分アパート、住宅ができておりますので、工事中迷惑にならないように、ひとつよろしくお願ひしますということで説明を受けて帰ってまいりました。何の問題もないと思ひますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

次に、本案件は複数委員案件となりますので、調査に同行した8番、関委員から補足説明があれば、お願ひいたします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。ただいまの小泉委員の報告のとおりで、特に問題ないと思ひます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第1号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市内在住で同居している父親から農地1筆を使用貸借し、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年7月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦高校の南東側約1.1キロメートル、袖ヶ浦公園からは西側約1.3キロメートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については、転用許可の例外として規定されている住宅のほか周辺地域居住者の日常の生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用計画については、総会資料24ページのとおりであり、木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は浄化槽にて処理の上、道路側溝へ排水し、雨水についても道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料25ページに建物立面図、26ページに建物平面図を添付しております。また、27ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。7月28日午後4時頃、現地で渡辺委員と一緒に現場の代理人の〇〇さんという人からいろいろ話を聞きまして、現場はもう野菜を、周りが少し野菜作っていて、使用貸借権の親はすぐそばに母屋がありまして、すぐ目の前に建てるということで、別に問題はないのではないかと思います。皆さんの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した12番、渡辺義一委員から補足説明があれば、お願ひいたします。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。特にありませんでした。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第1号の整理番号4について、ご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、戸建て住宅3棟を建築し、建売分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、当該地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年7月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料28ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR横田駅の南側約490メートル、中川小学校からは北側約120メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料29ページの計画平面図を御覧ください。木造平家住宅を3棟建築する計画になっております。

排水関連については、汚水、雑排水は公共下水道に排水し、雨水については雨水貯留施設を設置し、地先排水路に放流します。

総会資料30ページから35ページに建物立面図及び平面図を添付しております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料36ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。7月31日午前9時から、小倉委員と私と相手方代理人とで現地を確認いたしました。現地のほうは、3方が市街化区域になっていまして、もうしばらく耕作もさ



れていなかったような感じです。登記地目は田んぼなのですが、畑のような感じになっておりまして、埋立て等もないということなので、特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に1番、小倉哲也委員が同行しましたが、本日欠席のため、11番、切替一弥委員に補足説明の代読をお願いいたします。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。当日小倉委員からは本日欠席の旨、連絡を受けておりまして、許可相当で問題ないのではないかという話でございました。よろしくお願いします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第2号の内容についての説明に入ります前に、今回の農用地利用集積計画から変更となっている点について説明させていただきます。

こちら1、農地バンク事業の手続の簡素化と書かれた資料の1ページを御覧ください。農地中間管理事業による権利設定では、農地中間管理機構が農地の出し手から貸付けの申出のあった農地を農地バンクに登録し、農地中間管理機構から受け手に転貸を行う制度となっています。

従来は、出し手から農地中間管理機構へ農地の貸付けの権利設定と、農地中間管理機構から受け手への転貸の権利設定は、それぞれ別の権利設定となっていたため、出し手から農地中間管理機構へ農地を貸し付けする権利設定を農用地利用集積計画とし、農地中間管理機構から受け手に農地を転貸す

る権利設定については、農用地利用配分計画として別に農業委員会の総会に付議されてきました。

しかし、農地中間管理事業の事務の簡素化のための見直しが令和元年度に行われ、受け手が決まっている場合は出し手、受け手、仲介する農地中間管理機構の3者による一括の権利設定が可能となりました。

資料の2ページを御覧ください。見直しの前と見直し後の手続の流れを比較した表が記載されています。見直し前は、受け手が決まっている、いないにかかわらず、農用地利用集積計画、こちら集積計画と表示が出ているものです。農用地利用配分計画、こちら同じく配分計画と書かれているものです。この2つの計画が必要となっていました。右側の見直し後につきましては、受け手が決まっている場合は、農用地利用集積計画で一括の権利設定を決定するのみで手続が完了できるようになりました。こちら右が見直し後の表の下側になります。

農業委員会総会の手続としては、一括の権利設定による利用権設定では、農用地利用配分計画の付議が不要となることから、農用地利用集積計画の決定のみが付議されることとなります。なお、受け手が決まっていない場合、見直しの表の上の表です。こちらと受け手が決まっても一括の権利設定を行わない場合は、従来どおり農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の2つの計画が総会に付議されます。

変更についての説明は以上となります。

続きまして、議案第2号の令和2年度5次農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたしますので、議案第2号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第2号の14ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が4件で、うち3件が農地中間管理事業による一括の権利設定での利用権設定となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で469.43アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから13ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の3ページから13ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和2年6月1日から6月30日までで、25件でございます。

報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） では、事務局から何かありますか。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。農林振興課から、袖ヶ浦市農林業振興審議会委員1名の欠員補充に伴う推薦依頼がありました。

今まで農業委員会から小泉会長、注連野会長職務代理及び森田元委員の3人を選出していたものでございます。

農林業振興審議会の所掌事務としては、農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事、農林業の振興、促進に関する事などであり、今回推薦する委員の任期は前任者の残任期間である令和3年3月31日までであります。

その間の具体的な対応としましては、11月の会議に出席していただく予定となっております。

1名の選出につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ただいま事務局から農林業振興審議会委員1名の選出について説明がありまし

た。

委員の選出でございますが、いかがいたしましょうか。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。事務局に腹案がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。酪農業をされていた森田元委員の後任となることから、山寄委員を推薦したいと考えております。

○議長（小泉勝彦君） 事務局から案がありました、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご異議ないと認めます。

よって、農林業振興審議会委員に山寄委員を推薦したいと思います。山寄委員、ご了承いただけますか。

○2番（山寄和雄君） よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） それでは、農林業振興審議会委員に山寄委員を推薦することに決定いたします。

ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第17回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時30分 閉会